

■教育行政のポイント

道徳教育の“教科書”

菱村 幸彦

11月11日、文部科学省の「道徳教育の充実に関する懇談会」（以下「懇談会」）で小・中学校の道徳の時間を「特別の教科道徳」（仮称）とすることが決まった。戦後教育に残された最後の課題に決着が付くことになるわけだ。

民間の検定教科書を使用

ところで、道徳が「特別の教科」となると、道徳教育の目標・内容、評価、教材、教員免許等の在り方が改めて課題となる。ここでは、そのなかの一つ、教科書の在り方についてみてみよう。

懇談会がまとめた「骨子案」をみると、教科書に関するポイントは、次のとおりである。

第1は、教科書の必要性。懇談会は、どの学校でも一定水準を担保した道徳の授業が実施されるためには、主たる教材として活用できる質の高い教材が必要であるとした上で、そうした教材を全ての児童生徒に安定的・継続的に提供するためには、教科書が必要としている。

第2は、教科書の作成者。道徳の教科書を文科省著作教科書とするか、それとも民間の検定教科書とするかという問題だ。懇談会は、結論的に民間の検定教科書を用いることが望ましいとしている。

その理由として、①出版社がより良いものを作ろうと互いに切磋琢磨することで質の高い教科書が生まれる、②複数の民間発行者が作成する検定教科書の方が多様な価値観を反映できる、③既に複数の出版社で学習指導要領の記述をベースにした副読本が作られており、それが教科書になっても特に問題が生じるとは考えにくい——等を挙げている。

第3は、検定の適否。道徳のように価値観がベ-

スになっている教科の教科書が、国の検定制度になじむかという問題である。懇談会は、「憲法、法律、学習指導要領の趣旨に沿っているか」などの大きな基準の中で多様な教材を開発することを考えれば、検定は可能であるとしている。その場合、公正性や正確性など、検定の基本を押さえた上で、出版社の創意工夫が生かされる形の検定が望ましいとしている。

検定教科書の整備に3か年必要

今後、文部科学省では、「特別の教科道徳」の学習指導要領や検定基準など、検定教科書の発行に伴う諸課題について具体的な検討を行うこととなる。また、教科書の無償給与に必要な予算措置が適切になされるための体制の整備も欠かせない。

ただ、検定教科書を整備するとなると、どんなに急いでも3年かかる。すなわち、編集に1年、検定に1年、採択に1年の計3年である。したがって、道徳教育の教科化が決まり、学習指導要領や検定基準の整備が行われても、直ぐに教科書が間に合うわけではない。

となると、当面は「心のノート」の活用が必要となる。「心のノート」については、現在、文科省で改訂を行っており、新しい「心のノート」は、平成26年度から全国の小・中学校等に配布される予定となっている。

なお、懇談会は、検定教科書が整備されるとしても、道徳教育の特性から、検定教科書とともに、教育委員会や学校の判断で多様な教材を引き続き有効に活用していくことが重要であると指摘している。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウェア情報研究センター理事長）

●いじめ防止対策推進法・体罰防止の新規準に基づいた学校づくり

『いじめ・体罰防止の新規準と学校の対応』

【編集】菱村幸彦（国立教育政策研究所名誉所員） A5判・220頁／定価 2,400円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）